

報道 各位

令和3年10月8日

池田利恵氏の提訴会見について

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階
電 話 075-211-3828
FAX 075-211-4810
池田利恵代理人
弁護士 南 出 喜 久 治

小職は、池田利恵氏が自由民主党などを被告として、東京地方裁判所に提訴した令和3年（ワ）第25239号除名処分無効確認等請求事件（民事第4部）における池田氏の訴訟代理人弁護士です。

その訴訟の内容については、すでに配布させていただいた訴状などのとおりです。

池田氏は、自民党党员として5期目を迎へる東京都日野市の市議会議員ですが、池田氏が依頼された講演会などで、その講演会の主催者でもなく、その施設の管理者でもない池田氏が、その参加者に対してマスク着用を促さなかつたこと、ワクチンに疑義を呈する講演の内容だつたことなどを理由として、党员を除名されたといふ余りにも理不尽な処分の無効確認を求め、従来通りの自民党市議会議員団の一員としての活動ができるやう原状回復を求めるための訴訟です。

以前から子宮頸がんワクチン禍の問題にも取り組んできた池田氏は、今回の武漢ウイルス禍の中で、昨年6月の日野市議会での一般質問で指摘したとおり、あまりにも短期間でウイルスの同定が発表されたことや、感染者が軽症である段階で治療薬を投薬するといふ本来的な治療政策を推進をせずに、専らワクチン接種によつて予防できるとする前のめりになつた予防政策を推進してきた政府と自民党の方針に対して素朴な疑問を抱いてゐました。ましてや、当初はワクチンには感染予防効果があるとされてゐたのに、現在では重症化予防効果しかなく、それもブレイクスルー感染と称して、それすらもないとされてゐるのであれば、直接に重症化予防効果のある治療薬を軽症者に投与することによつて重症者及び死者を減少させることができるのであつて、感染してゐない人にまでワクチン接種をして死亡させる危険に国民全体に課すことは、危険かつ不要なのです。安全性も保障されず、必要性もないのであれば、ワクチン接種に拘り続けるのはどうしてなのかを到底理解できないのです。

また、池田氏は、地元市民からもマスク着用による体調不良等の相談や子供のマスク着用の問題点も自覚し、過度なマスク着用が健康に与える影響などにも配慮し、感染予防のためにマスクが万能かつ不可欠であると喧伝にも疑問を抱いてゐました。マスク着用に法的義務が課せられてゐないのにもかかはらず、同調圧力によつてマスク着用を強制する理不尽な傾向にも抵抗を感じてゐた池田氏に対して、そのことに藉口して除名処分がなされたことは、自民党の党則に照らしても理解することができないものです。「基本的人権と民主主義を守る」とする自民党の党則における目的に賛同して党员となり市議会議員となつた池田氏の矜持を完全に踏みにじるものであつて、到底容認することはできません。

訴状には、自民党の党則についての解釈や、除名処分は自民党の内部規律の問題であつて訴訟には馴染まないとする、いはゆる部分社会論による議論などについて専門的な法律問題についても述べてゐますが、池田氏自身は、法律の専門家ではなく、池田氏にその詳しい説明を求める場合には無理がありますので、この点については直接に小職に質問してください。

なほ、小職が司法記者クラブでの記者会見に同席しないのは、小職がマスク不着用を行動表現としてゐることから、マスク不着用では記者会見を行はないとの司法記者クラブの不合理な強要を受け入れることができないので、池田氏のみによる記者会見となり、小職が同席できないことについてご理解ください。